

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

平成30年 6月 25 日

愛 知 県 知 事 殿

提出者

住 所名古屋市中区三の丸三丁目1-2

氏 名愛知県公営企業管理者

企業庁長 松井 圭介

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-961-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称

愛知県愛知用水水道事務所 知多浄水場

事 業 場 の 所 在 地

知多市佐布里字西池之脇8番地

計 画 期 間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類

36：水道業

② 事 業 の 規 模

③ 従 業 員 数

20人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

添付資料 廃棄物発生フロー図

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料 産業廃棄物処理計画 3 (1) のとおり。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	混合廃棄物
	排出量	44,242t	2.5t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	
	排出量	46,860t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	混合廃棄物
	全処理委託量	44,242t	2.5t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3,046.26t	2.5t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水処理汚泥	
	全処理委託量	46,860t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物発生フロー図

		排出事業所名	愛知用水水道事務所 知多浄水場	No.
廃棄物の種類		汚でい		
廃棄物の名称		凝集沈でん汚でい		
性状	形状(色調)	でい状(黒・褐色)		
	単位容積重量(比重)			
	油分			
製造工程・廃棄物の排出過程	原材料 (副原料・添加物等も記入)			
	工程			
	濃縮槽			
	機械脱水	<p>機械脱水は、平成20年2月からPFI民間委託している。</p>		

平成30年度産業廃棄物処理計画

愛知県愛知用水水道事務所

知多浄水場

1 事業の概要

水道事業は、愛知用水事業の一環として昭和32年10月に着手され、昭和37年1月から給水を開始しました。その後著しい経済発展と地域開発に伴う人口の増加、生活水準の向上による水需要の増加に対処するため、第1期、第2期、第3期の拡張事業を実施し、現在に至っていますが、知多浄水場は第3期事業として一日最大給水量165,400m³/日を供給するため、昭和50年10月に工事に着手し昭和52年10月、施設の半分が出来上がり、一部給水を開始しました。昭和56年には残りの施設も完成し、諸設備を整備して、平成7年から一日最大給水量206,300m³/日を給水可能となり現在半田市、常滑市、東海市（一部）、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の4市5町へ給水しています。

工業用水道事業についても水道事業と同様愛知用水事業の一環として、昭和33年度に工事に着手し昭和36年12月から給水を開始しました。その後工業地域の発展に伴う水需要増加に対処するため、第2期、第3期、第4期の事業を実施し現在至っていますが、知多浄水場は、第2期事業として、一日最大給水量172,800m³/日を供給するため、昭和38年9月に着工し、昭和40年3月に完成、同年5月から給水を開始しました。その後、第3期事業として昭和44年8月、一日最大給水量372,800m³/日を、さらに第4期事業として昭和46年3月、一日最大給水量472,800m³/日の施設に拡張され現在、知多市、東海市、阿久比町、東浦町内の49事業所に給水しています。

(1) 浄水場職員数

20名

(2) 年間処理水量（H30年度 計画水量）

水道事業 55,506,200m³

工業用水道事業 121,545,000m³

(3) 廃棄物発生フロー図

別紙 図1のとおり

(4) 施設配置図

別紙 図2のとおり

(5) 給水計画(事業展望)

水使用は、当面（10年程度）は概ね横ばいから微減で推移しています。知多半島南部は人口減少がさらに加速していくことも懸念されています。

産業用の工業用水使用は、全体としては微量ながら増加傾向にあります。

(6) 連絡先

知多浄水場

住所 〒478-0015 知多市佐布里字西池之脇8

電話 0562-55-3501

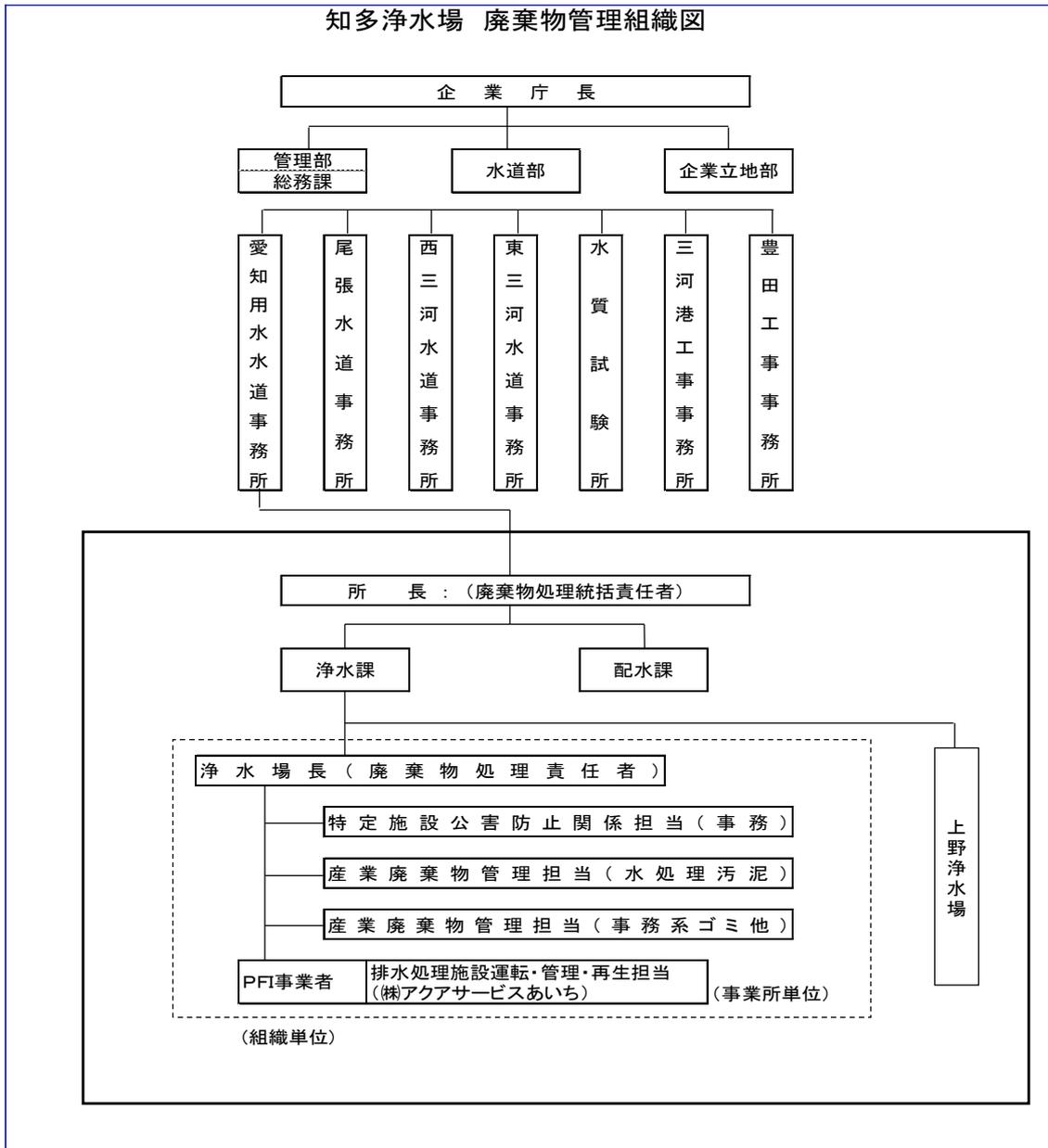
2 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

発生した産業廃棄物は、単年度に処理することを原則とする。

3 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 産業廃棄物処理に関する管理組織図



2) 民間委託による産業廃棄物処理に関する管理組織図 (平成20年2月より)

平成20年2月より「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の趣旨に則り、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るために、脱水処理施設等の設計・建設業務及び運営・維持管理業務等を民間事業者へ一体の事業として発注することとした。

本事業の入札説明書等に従い、総合評価一般競争入札を実施し、メタウォーター株式会社を落札者として決定し、入札説明書等に従い本事業を実施するために愛知県と基本協定書を締結し、これに基づき株式会社アクアサービスあいちを設立した。

4 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 目標の設定

- ・平成20年2月に天日乾燥から機械脱水に全面的に切り替わった。
- ・同時にPFI委託になり、実績値は30年度を採用し、浄水汚泥（PFI）の実績値を元に、29年度の処理取水量と30年度の予算水量の比率で算出した。
- ・取水量は給水量に依存し、給水量は給水人口の変動と産業活動・市民生活により増減する。
- ・上水道は、不況・コスト縮減から低下傾向にあるが、市民生活では下水道の普及に伴い一人当たり給水量は増加傾向にある。

(2) 具体的取り組み

このように、発生量（泥水レベル）を左右する大きな要因が外的なもので、浄水場の自助努力で発生量（泥水レベル）を抑制する余地が少ない。

しかし、水処理から発生する泥水レベルの発生量を低下することが困難ではあるが、汚泥濃縮槽で沈降させ上澄水を原水に還元することにより汚泥発生量のほとんどを再処理し水道用水に使用している。

また汚泥濃縮槽で濃縮された汚泥は、民間委託による排水処理施設で機械脱水しケーキにして培養土、土壌改良などに有価で売却するよう有効活用をはかり、産業廃棄物を減量することを目標とする。

(3) 研修・教育制度

・ 水処理

水処理から発生した泥水は、水処理過程で沈降処理することにより上澄水を取水に還元し、再利用している。

還元水が発生量（泥水レベル）を低減する大きな要因であることから、随時ミーティングを行い、積極的に使用し、汚泥濃縮槽等の管理を行うよう全職員に徹底する。

また排水処理施設の運転委託業者である株式会社アクアサービスあいちと作業前にミーティングを行い、汚泥の機械脱水が適正に行われるようにする。

・ 研修

各種研修・講習会に積極的に参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上を目指す。特別産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理施設技術管理者の講習会を適宜受講させ、欠員が生じないようにしている。

(4) 情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開される。

5 産業廃棄物の分別に関する事項

(1) 目標の設定

水処理施設以外からの浄水場での維持管理業務・事務業務からの廃棄物の発生抑制を目標とする。

(2) 具体的取り組み

ア 維持管理業務

老朽化した施設が多く、補修・交換を行っているが、できる限る既存資源・設備を有効利用・再利用するよう設計・施工する。

(ア) 施設更新年数の延伸

各設備の施設更新は法定除却年数でなく、企業庁独自で法定除却年数に上乘せし、施設を利用することで全体的な発生を抑制する。

(イ) 資源の再利用

ろ過池では、数年ごとにろ過砂の入れ替えを必要とするが、全量交換せず既存材料をクリーニングし、不足分を補うことで廃棄物の発生を抑制する。

(ウ) 適正な処分

機器の補修・交換から発生した廃棄物は他の廃棄分と混合せず、施工業者に処分費を支払い処分する。

(エ) 記録紙の節減

保存期間を過ぎた記録紙を反転し裏面を利用するなどの再利用をする。

イ 事務業務

紙資源の節減 保存期間を過ぎた書類の裏面を利用するなどの再利用をし、紙資源の節減・廃棄量の節減をする。

(3) 教育・研修制度

各種研修・講習会に積極的に参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上を目指す。

(4) 情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開される。

(5) 分別に係る施設の設置状況

事務業務から発生する廃棄物は、大別して「可燃物」と「不燃物」に分別し、それぞれ異なる収集袋に入れ、保管する。

本館工具室に置き、飛散・散乱を防ぐものとする。

(6) 中長期的課題

事務業務は、各個人のパソコンがLAN(WAN)で接続されることでペーパーレス化を図る。

(7) 委託処理の状況（契約の状況）

一般事務系ゴミは、一般廃棄物を収集して所轄清掃センターに運搬する。

(収集物)

可燃物、生ゴミ及び燃える塵

不燃物、空瓶、空缶等

6 産業廃棄物の再生利用促進に関する事項

(1) 目標の設定

発生する中間処理後の汚泥は民間委託株式会社アクアサービスあいちを通してすべて売却することを目標とする。

(2) 具体的取り組み

園芸用培養土、客土、グラント舗装材等へ売却していただくよう働きかける。

(3) 教育・研修制度

担当職員だけでなく、担当以外の職員も売却先についての情報収集に関心を持つようミーティングなどで随意指導する。

(4) 廃棄物の再生利用に係る情報の収集・管理

水道新聞などの業界紙やインターネットから情報収集する。

担当職員だけでなく、担当以外の職員からも情報収集する。

情報は主査が管理する。

(5) 情報公開

請求のあったときは「情報公開法」に基づき公開する。

(6) 再生利用に係る施設の設置状況

民間委託による中間処理後の汚泥は変質・劣化・他の物質との混合を避けるように指導する。

(7) 中長期的課題

5 (6) と同じ。

(8) 委託処理の状況 (契約の状況)

平成29年度の場外搬出量は、

P F I 民間委託 (泥水) 44, 242. 00 t

そのうち有価利用 (脱水ケーキ) 2, 480. 17 t

混合廃棄物 (廃プラ、紙くず、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず)

2. 5 t

7 産業廃棄物処分量の削減に関する事項（分別及び再生利用を除く）

（1）目標の設定

浄水場から発生する産業廃棄物（汚泥を除く）は、すべて場外処分を適切な処分方法と処分費用で契約する。

（2）具体的取組

5（2）と同じ

（3）教育・研修制度

各研修・講習会に積極的参加することで、各職員の産業廃棄物抑制に対する向上をめざす。

（4）廃棄物処理に係る情報の収集・管理

水道新聞などの業界紙やインターネットから情報収集する。

担当職員だけでなく、担当以外の職員からも情報収集

情報は主査が管理する。

（5）情報公開

請求のあつたときは、「情報公開法」に基づき公開する。

（6）産業廃棄物処理施設・保管施設の設置状況

5（5）と同じ

（7）中長期的課題

5（6）と同じ

（8）委託処理の状況（契約状況）

6（8）と同じ